

平成20年度市民事業等支援制度報告書の概要について

1 経過

市民事業等支援制度については、今年度、県民会議の検討報告に基づき、補助制度を創設し、20団体36事業に補助を開始したが、県民会議では、引き続き、この制度の改善・充実についての検討を行い、併せて、財政面以外の支援の必要性等について検討を行ってきた。

今回、これらの検討結果をまとめたので、県に対し報告を行うものである。

2 今後の市民事業等支援制度の充実に向けた提案内容について

(1) 「市民事業支援補助金」制度の改善について

補助対象期間及び選考時期の改善

平成21年度の募集・選考は、平成20年度内に行い、事業開始時期を4月からとする。

選考方法の改善

今年度からの継続補助対象事業は、事業実績報告会を兼ねた2次選考会(公開プレゼンテーション)において選考する。なお、来年度からの新規補助対象事業については、今年度どおりの選考方法とする。

補助金予算の拡大

継続補助に加え、新規補助への対応が十分できるよう予算枠を拡大する。

普及啓発教育事業・調査研究事業の補助金算定方法の変更

自己財源(補助対象事業費の1/2)に他団体からの補助金等を当てることができるよう補助要綱を改正する。

その他市民団体からの要望への対応

補助金交付団体等から要望の多い「概算払いの実施」「申請書類の簡素化」「普及啓発教育事業等の補助率10/10への変更」等については、当面、現行のままとし、制度運用状況に応じて検討する。

(2) 県と市民団体との協働事業等の実施や個人に対する支援について

協働事業・提案事業は、ボランティア基金21などの既存事業の活用を図ることで実施する。個人は、既存の市民団体や県等の公共機関が実施する事業の情報を提供し、活動への参加を促すことで支援を行う。

(3) 財政面以外の支援について

インターネットのホームページで次のような情報を集約し、提供する。

- ・法令上の許認可に係る情報
- ・森林整備方法や資機材の取扱方法、調査研究方法などに対する専門家による研修会、勉強会、アドバイス提供等の情報
- ・様々な市民団体の活動情報
- ・活動フィールド確保のための情報など

市民団体同士のネットワークの形成は、市民団体自らが中心となって主体的に連携・協力することを期待する。